

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年1月21日
【事業年度】	第27期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
【会社名】	株式会社ベルパーク
【英訳名】	Bell-Park Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西川 猛
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町一丁目4番12号
【電話番号】	03(3288)5211
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 石川 洋
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区平河町一丁目4番12号
【電話番号】	03(3288)5211
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 石川 洋
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2020年3月24日に提出いたしました、第27期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

4 コーポレート・ガバナンスの状況等

(4) 役員の報酬等

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(訂正前)

当社は、取締役の報酬を取締役会で決定しております。取締役の報酬は現金による固定報酬として支給しており、現時点では短期又は中長期の業績と直接連動するインセンティブ給や自社株報酬は採用しておりません。取締役の固定報酬は、当社グループの業績、当該取締役の職務の内容及び実績、世間水準並びに従業員給与とのバランスを考慮して総合的に決定しており、毎年の報酬決定に際しては、短期又は中長期の業績動向を勘案しております。

監査役報酬は、監査役協議により決定しております。監査役は、取締役の職務執行を監査する独立的な立場であることに鑑み、固定報酬として支給しております。

上記に係る役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針は定めておりません。

1997年3月25日開催の第4回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額80,000千円以内、また、別枠で2013年3月27日開催の第20回定時株主総会において、ストックオプション報酬限度額を年額80,000千円以内として決議しております。

1997年3月25日開催の第4回定時株主総会において、監査役報酬限度額を年額20,000千円以内として決議しております。

(訂正後)

当社は、取締役の報酬を取締役会で決定しております。取締役の報酬は現金による固定報酬として支給しており、現時点では短期又は中長期の業績と直接連動するインセンティブ給や自社株報酬は採用しておりません。取締役の固定報酬は、当社グループの業績、当該取締役の職務の内容及び実績、世間水準並びに従業員給与とのバランスを考慮して総合的に決定しており、毎年の報酬決定に際しては、短期又は中長期の業績動向を勘案しております。

監査役報酬は、監査役協議により決定しております。監査役は、取締役の職務執行を監査する独立的な立場であることに鑑み、固定報酬として支給しております。

上記に係る役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針は定めておりません。

1997年3月25日開催の第4回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額80,000千円以内として決議しております。

1997年3月25日開催の第4回定時株主総会において、監査役報酬限度額を年額20,000千円以内として決議しております。